

新型コロナウイルスの影響等により徴収猶予の特例を受けられた方へ

猶予の期限にご注意ください

- 現在、徴収猶予の特例を受けている方は、猶予の期限をご確認いただき、お忘れなきようお願いいたします。

以下の注意点をご確認ください。

- 1 猶予期間の終了日は、先に送付しております猶予許可通知書によりご確認ください。
- 2 猶予期間の終了日までに納付されない場合には、延滞金が発生し、督促状が送付されることがあります。
滞納税は督促状の発付をもって順次京都地方税機構へ移管します。
滞納税は京都地方税機構において財産調査及び滞納処分の対象となり、差押などが行われる場合があります。

- 他の猶予を受けられる場合がありますが、その猶予の申請が必要です。（審査があります。）
猶予の期限までに納付が困難な方は、下記担当課までお早めにご相談ください。

京都府相楽郡精華町大字南稲八妻小字北尻 70 番地

精華町税務課収納推進係 TEL0774-95-1916(直通)